

●規程改正の概要

要 旨	山梨県における職員の介護休暇の一部改正に鑑み、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」について所要の改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 介護休暇、短期の介護休暇、介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限等における要介護者の同居の要件を廃止（第19条）</p> <p>○現行、同居要件が必要な要介護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母・・・同居要件なし</li> <li>・ 祖父母、兄弟姉妹、孫、職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者、職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの・・・<u>同居要件あり</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>同居要件廃止</u></p> <p>(2) 介護を行う職員の読替規定の整備等（第10条、第11条、第23条）</p> <p>(参考)</p> <p>○介護休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の配偶者等で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。</li> <li>・ 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間を取得可能。</li> </ul> <p>○短期の介護休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者の介護（通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話）を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。</li> <li>・ 一の年に5日（要介護者が2人以上の場合10日）以内、取得可能。</li> </ul>
施行期日	平成23年10月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第10条 理事長は、次の各号に掲げる職員が、その子を養育するため、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのもとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。）を出迎えるために赴く職員</p> <p>2 前項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）は、次の各号のとおりとする</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第10条 理事長は、次の各号に掲げる職員が、その子を養育するため、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのもとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。）を出迎えるために赴く場合で定めるもの</p> <p>2 第1項の規定は、第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。</p> <p>3 第1項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）は、理事長が定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務</p>

開始日の前日までに、理事長に対し、あらかじめ定められなければならない。

一 請求は、理事長が定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに、理事長に対し、あらかじめ定められなければならない。

三～五 略

3・4 略

5 前二項の場合において、職員は遅滞なく第3項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

6 第2項第5号の規定は、前項の規定による届出について準用する。

二～四 略

4・5 略

6 前二項の場合において、職員は遅滞なく第5項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

7 第4項第3号の規定は、前項の規定による届出について準用する。

7 前各項の規定（第3項第3号及び第4号を除く。）は、第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「次の各号に掲げる職員が、その子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、第3項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとす

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第4項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)における勤務をさせなければならない。

3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第9項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第9条に規定する勤務をさせなければならない。

4 第1項の規定による請求(以下「深夜勤務制限の請求」という。)

は、次の各号のとおりとする。

- 一 請求は、理事長が定める深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、理事長 に対し、深夜勤務制限開

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、 当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)における勤務をさせなければならない。

3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、次項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第9条に規定する勤務をさせなければならない。

4 第1項の規定による請求(以下「深夜勤務制限の請求」という。)

は、次の各号のとおりとする。

- 一 請求は、理事長が定める深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、任命権者 に対し、深夜勤務制限開

始日の1月前までにされなければならない。

二～四 略

5 深夜勤務制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

一～三 略

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者となつたこと

イ 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと

ハ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと

6 略

7 前二項の場合において、職員は遅滞なく第5項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

8～13 略

14 第1項及び第3項から前項までの規定(第5項第3号及び第4号、第10項第3号並びに第11項第2号を除く。)は、第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始

始日の1月前までにされなければならない。

二～四 略

5 深夜勤務制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

一～三 略

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第2項に定める者に該当することとなつたこと

6 略

7 前二項の場合において、職員は遅滞なく第5項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

8～13 略

14 前各項の規定は、第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始

期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と

、第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第5項第1号及び第10項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第5項第2号及び第10項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と、第9項中「第2項及び第3項」とあるのは「第3項」と、同項第1号中「ならない。この場合において、第2項の規定に係る期間と第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と読み替えるものとする。

15 略

(介護休暇)

第19条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫並びに職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と

読み替えるものとする。

15 略

(介護休暇)

第19条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他の各号に掲げる者であって職員と同居する者

で理事長が別に定めるもので負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～4 略

(休暇の請求等)

第23条 略

2～7 略

8 第23条第2項、第5項、第7項の請求があった場合には、理事長は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。

9 略

で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

一 祖父母、兄弟姉妹及び孫

二 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が別に定めるもの

2～4 略

(休暇の請求等)

第23条 略

2～7 略

8 第23条第2項、第5項、第7項の請求があった場合には、権者は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。

9 略